

1 「過重労働重点監督月間」における「重点監督」実施状況

資料

(1) 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

過重労働解消キャンペーン(平成26年11月)の間に、191(32)事業場に対し重点監督を実施し、165(21)事業場(86.4%(65.6%))で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが93(8)事業場(48.7%(25.0%))、賃金不払残業があったものが64(6)事業場(33.5%(18.8%))、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが1(0)事業場(0.5%)であった。

	重点監督実施事業場数		何らかの労働基準関係法令違反があった事業場数		違反事項						
					労働時間(注1)		賃金不払残業(注2)		健康障害防止対策(注3)		
四国全体	191		165 (86.4%)		93 (48.7%)		64 (33.5%)		1 (0.5%)		
徳島	42		37 (88.1%)		22 (52.4%)		18 (42.9%)		1 (2.4%)		
香川	41		38 (92.7%)		25 (61.0%)		16 (39.0%)		0 (0.0%)		
愛媛	76		69 (90.8%)		38 (50.0%)		24 (31.6%)		0 (0.0%)		
高知	32		21 (65.6%)		8 (25.0%)		6 (18.8%)		0 (0.0%)		
主な業種	製造業	40	(6)	35 (87.5%)	(4) (66.7%)	18 (45.0%)	(0) (0.0%)	9 (22.5%)	(1) (16.7%)	0 (0.0%)	(0) (0.0%)
	建設業	7	(2)	7 (100.0%)	(2) (100.0%)	4 (57.1%)	(0) (0.0%)	2 (28.6%)	(0) (0.0%)	0 (0.0%)	(0) (0.0%)
	運輸交通業	11	(2)	7 (63.6%)	(1) (50.0%)	2 (18.2%)	(1) (50.0%)	2 (18.2%)	(0) (0.0%)	0 (0.0%)	(0) (0.0%)
	商業	47	(7)	42 (89.4%)	(4) (57.1%)	28 (59.6%)	(3) (42.9%)	19 (40.4%)	(2) (28.6%)	0 (0.0%)	(0) (0.0%)
	金融・広告業	9	(1)	9 (100.0%)	(1) (100.0%)	8 (88.9%)	(1) (100.0%)	6 (66.7%)	(0) (0.0%)	0 (0.0%)	(0) (0.0%)
	通信業	1	(1)	0 (0.0%)	(0) (0.0%)	0 (0.0%)	(0) (0.0%)	0 (0.0%)	(0) (0.0%)	0 (0.0%)	(0) (0.0%)
	教育・研究業	10	(3)	8 (80.0%)	(2) (66.7%)	2 (20.0%)	(0) (0.0%)	2 (20.0%)	(1) (33.3%)	0 (0.0%)	(0) (0.0%)
	保健衛生業	22	(6)	17 (77.3%)	(4) (66.7%)	4 (18.2%)	(1) (16.7%)	8 (36.4%)	(1) (16.7%)	0 (0.0%)	(0) (0.0%)
	接客娯楽業	20	(1)	20 (100.0%)	(1) (100.0%)	15 (75.0%)	(0) (0.0%)	7 (35.0%)	(0) (0.0%)	1 (5.0%)	(0) (0.0%)
	清掃・と畜業	1	(0)	1 (100.0%)	(0) (0.0%)	0 (0.0%)	(0) (0.0%)	0 (0.0%)	(0) (0.0%)	0 (0.0%)	(0) (0.0%)
	その他の事業	23	(3)	19 (82.6%)	(2) (66.7%)	12 (52.2%)	(2) (66.7%)	9 (39.1%)	(1) (33.3%)	0 (0.0%)	(0) (0.0%)

(注1)労働基準法第32条違反及び第40条違反(36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。)の件数を計上している。

(注2)労働基準法第37条(割増賃金)違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している(計算誤り等は含まない。)

(注3)労働安全衛生法第18条違反(労働安全衛生規則第22条(衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行っていないもの。))及び労働安全衛生法第66条の8違反(1月当たり100時間以上の時間外労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。)を計上している。

(注4)主な業種右欄の括弧書きは高知労働局管内の件数である。